

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	母子保健事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

墨田区は、母子保健事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

墨田区長

公表日

令和5年6月26日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	母子保健事務
事務の概要	母子保健法に基づき、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導を行っている。
システムの名称	1 健康情報システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第1の49の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[実施する] < 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第2の56の2及び69の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条及び第38条の3 【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2の69の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	福祉保健部保健衛生担当本所保健センター
所属長の役職名	本所保健センター所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	墨田区福祉保健部保健衛生担当(墨田区保健所)本所保健センター 〒130-0005 東京都墨田区東駒形一丁目6番4号 Tel:03-3622-9137
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	墨田区福祉保健部保健衛生担当(墨田区保健所)本所保健センター 〒130-0005 東京都墨田区東駒形一丁目6番4号 Tel:03-3622-9137

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年5月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月8日	対象人数	平成29年5月31日 時点	平成30年5月31日 時点	事前	
平成30年6月8日	取扱者数	平成29年5月31日 時点	平成30年5月31日 時点	事前	
令和1年6月18日	リスク対策	-	項目追加	事後	様式変更による。
令和1年6月18日	対象人数(いつの時点の計数か)	平成30年5月31日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年6月18日	取扱者数(いつの時点の計数か)	平成30年5月31日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年12月13日	しきい値判断項目 3. 重大事故	2)発生なし	1)発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため
令和1年12月13日	しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため
令和1年12月13日	リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため
令和1年12月13日	4. 関連情報 法令上の根拠	番号法第19条第7号及び第22条並びに別表第二の56の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条	番号法第19条第7号及び第22条並びに別表第二の56の2及び69の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条及び第38条の3	事後	
令和1年12月13日	5. 関連情報 部署	福祉保健部保健衛生担当保健計画課	福祉保健部保健衛生担当本所保健センター	事後	
令和1年12月13日	5. 関連情報 所属長の役職名	保健計画課長	本所保健センター所長	事後	
令和1年12月13日	7. 請求先	墨田区福祉保健部保健衛生担当(墨田区保健所)保健計画課 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 Tel: 03-5608-8514	墨田区福祉保健部保健衛生担当(墨田区保健所)本所保健センター 〒130-0005 東京都墨田区東駒形一丁目6番4号 Tel: 03-3622-9137	事後	
令和2年6月11日	しきい値判断項目 3. 重大事故	1)発生あり	2)発生なし	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生から1年以上が経過したことに伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため
令和2年6月11日	しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生から1年以上が経過したことに伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため
令和2年6月11日	リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生から1年以上が経過したことに伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため
令和2年6月11日	対象人数(いつの時点の計数か)	令和1年5月31日時点	令和2年5月31日時点	事後	
令和2年6月11日	取扱者数(いつの時点の計数か)	令和1年5月31日時点	令和2年5月31日時点	事後	
令和3年6月10日	対象人数(いつの時点の計数か)	令和2年5月31日時点	令和3年5月26日時点	事後	
令和3年6月10日	取扱者数(いつの時点の計数か)	令和2年5月31日時点	令和3年5月26日時点	事後	
令和4年6月16日	対象人数(いつの時点の計数か)	令和3年5月26日時点	令和4年5月25日時点	事後	
令和4年6月16日	取扱者数(いつの時点の計数か)	令和3年5月26日時点	令和4年5月25日時点	事後	
令和4年6月16日	4. 関連情報 法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第7号 別表第2の56の2及び69の2の項 【情報照会】 ・番号法第19条第7号 別表第2の69の2の項	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 別表第2の56の2及び69の2の項 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第2の69の2の項	事後	
令和5年6月26日	対象人数(いつの時点の計数か)	令和4年5月25日時点	令和5年5月31日時点	事後	
令和5年6月26日	取扱者数(いつの時点の計数か)	令和4年5月25日時点	令和5年5月31日時点	事後	